

第2期廿日市市地域福祉計画策定の基本的な考え方

1 趣旨

平成21年3月に策定した「廿日市市地域福祉計画」（以下「計画」という。）は、平成25年度に計画期間を終了し、その後も計画の基本理念や基本方針を引き継ぎ、地域福祉に係る施策を推進しているところであるが、第2期計画の策定に当たり、その基本的な考え方を次のとおりとする。

2 策定の背景

近年、少子高齢化が加速し、特に介護保険法の改正や団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」など、高齢者を取り巻く環境は急速に変化している。

また、人々の生活スタイルや価値観、生活課題においても多様化、高度化、複雑化するとともに、地域福祉のベースとなる「人間関係」も希薄化し、これに加え、経済的困窮や社会的孤立が重なり、社会保障制度のみでは対応できない事例も見受けられる。

さらに、近年の異常気象や大型台風の襲来、突発的な大雨や地震の発生など、いつ訪れるかわからない災害に備えるためにも、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりが急務となっており、このためには医療、看護、介護などの専門的サービスに加え、暮らしの中での助け合いや支え合いが今まで以上に必要となっている。

市内においては、さまざまな分野や地域で、多くの人々が福祉ボランティアグループや地域自治組織の福祉部などでの活動にかかわっている実態があるが、一方ではリーダーやボランティアの固定化、高年齢化が進んでいる。今後は地域福祉を「暮らしの基盤づくり」と捉え、地域づくりやまちづくりの視点から福祉活動に取り組むとともに、NPO法人や民間事業者などの新たな主体や人材など担い手の裾野を広げること、人間関係をはじめとする社会環境の変化に合わせた、新しいつながり方、かかわり方の形を考えていくことが必要となっている。

こうした背景を踏まえ、現在策定中の第6次廿日市市総合計画とも整合を図り、市民一人ひとりが地域社会の一員として、健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けて一体的に取り組んでいくため、平成26年度から平成27年度にかけて計画の策定を行おうとするものである。

3 基本的事項

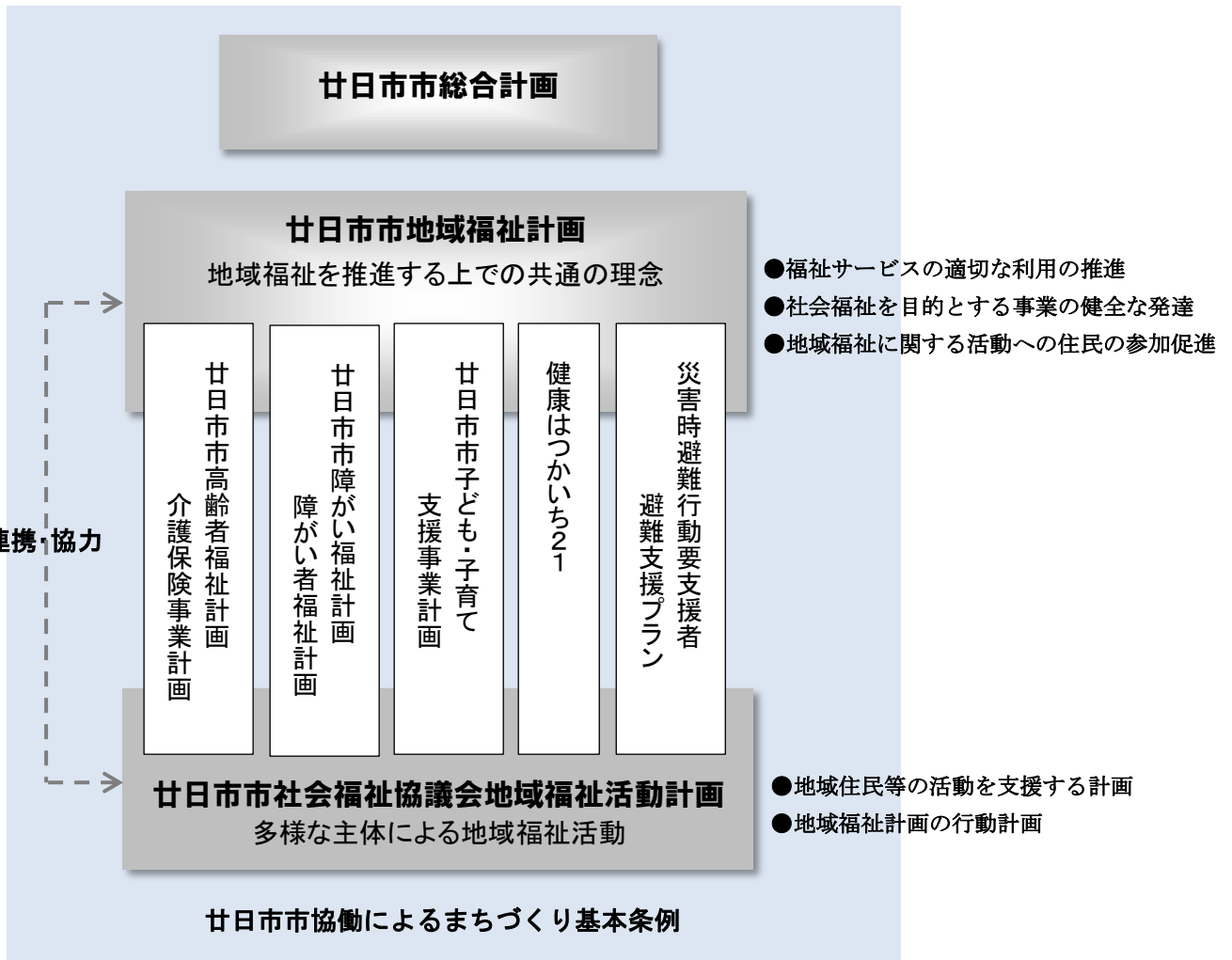
(1) 計画の位置付け

計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉を推進するためのものであり、第6次廿日市市総合計画を上位計画とし、その地域福祉に関する事項を具体化するものとして位置付けられる。

また、今年度改定中の高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい福祉計画・障がい者福祉計画、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく子ども・子育て支援事業計画のほか、健康はつかいち21、災害時要援護者避難支援プランなどの分野別計画に関し、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針、推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割を持っている。

さらに、平成24年4月に施行した「協働によるまちづくり基本条例」に基づき、多様な主体が共通する目的に向けて協力し合いながら施策や事業を進めるとともに、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも連携・協力を図る。

〔関連計画との関係図〕



(2) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年を計画期間とし、第6次廿日市市総合計画（前期基本計画）と連動させる。

計画名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
総合計画	第5次総合計画)			第6次総合計画)									
	基本計画(後期)			基本計画(前期)					基本計画(後期)				
地域福祉計画	→			←									
高齢者福祉計画		→	←										
介護保険事業計画		→	←										
障がい福祉計画		→	←										
障がい者福祉計画		→	←										
子ども・子育て支援計画		→	←										
健康はつかいち21	←												
地域福祉活動計画(社会福祉協議会)	→	期間延長		→									

(3) 計画書の構成

計画書は、本編及び別冊（ハンドブック）※とする。

※別冊（ハンドブック）とは

本編から必要なエッセンスを抽出し、分かりやすく読み手に問いかける言葉に置き換えることにより、誰もが地域福祉を「自分ごと」として捉え、行動を変えるために役に立つ「手引書」（A5サイズ程度）のようなものをイメージしている。

4 策定の視点

計画の策定に当たっては、第1期計画の成果や基本理念を継承しつつ、策定後の実践を見据え、「プロセス」と「フォローアップ」を重点とした次の項目に視点を置く。

(1) 必要な項目の追加

厚生労働省からの指針、通達等により必要な項目を追加する。（災害時要援護者（避難行動要支援者）の把握に関する事項、高齢者の孤立防止策、生活困窮者自立支援方策）

(2) 基本理念、体系、具体的施策等、推進体制（組織）の明確化

保健福祉分野の各計画等を横断的につなぐ基本的な理念と方向性を整理するとともに、「自助」「互助」「共助」「公助」の理解、担い手の役割などを具体的に明記する。

(3) 進行管理と評価の仕組みづくり

誰もが分かりやすい達成水準や成果を図るための「ものさし（指標）」の設定など、PDCAサイクルを機能させるための評価の仕組みを検討する。

(4) 関連計画との整合

策定中の「第6次廿日市市総合計画」や関連個別計画（高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画、第3次障がい者計画・第4期障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康はつがいち21、災害時要援護者避難支援プラン）との理念の整合を図る。

(5) 関連事業に係る課題解決策の検討

ア 関係機関等との地域福祉に関するネットワーク構築

実践につながるよう、計画の策定におけるプロセスでの関係機関との連携を重視し、NPO法人や民間事業者など新たな担い手の発掘とあわせ、庁内外のネットワーク構築を目指す。

イ 生活圏域における地域福祉の推進方策

地域包括ケア体制の構築を視野に入れ、地域（地区）拠点を中心とした地域福祉課題の抽出と解決に向けたプロジェクトについて、地域との対話の機会を通じて検討する。

ウ 民生委員・児童委員を始めとした活動者における負担軽減策の検討

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、見守りや訪問活動など民生委員・児童委員の負担は年々増大している。また、その他の地域福祉活動においても、役員を始めとする一部のスタッフに活動が集中している実態があり、これらの負担軽減を図るため、今後求められる「人材像」や発掘・育成の方法について検討する。

エ 社会福祉協議会のあり方

社会福祉協議会の地域福祉活動計画についても同時期に策定を予定していることから、このプロセスを活用し、平成26年3月に策定された「中期経営計画」などをもとに果たすべき役割を共有しながら、今後のあり方について検討する。

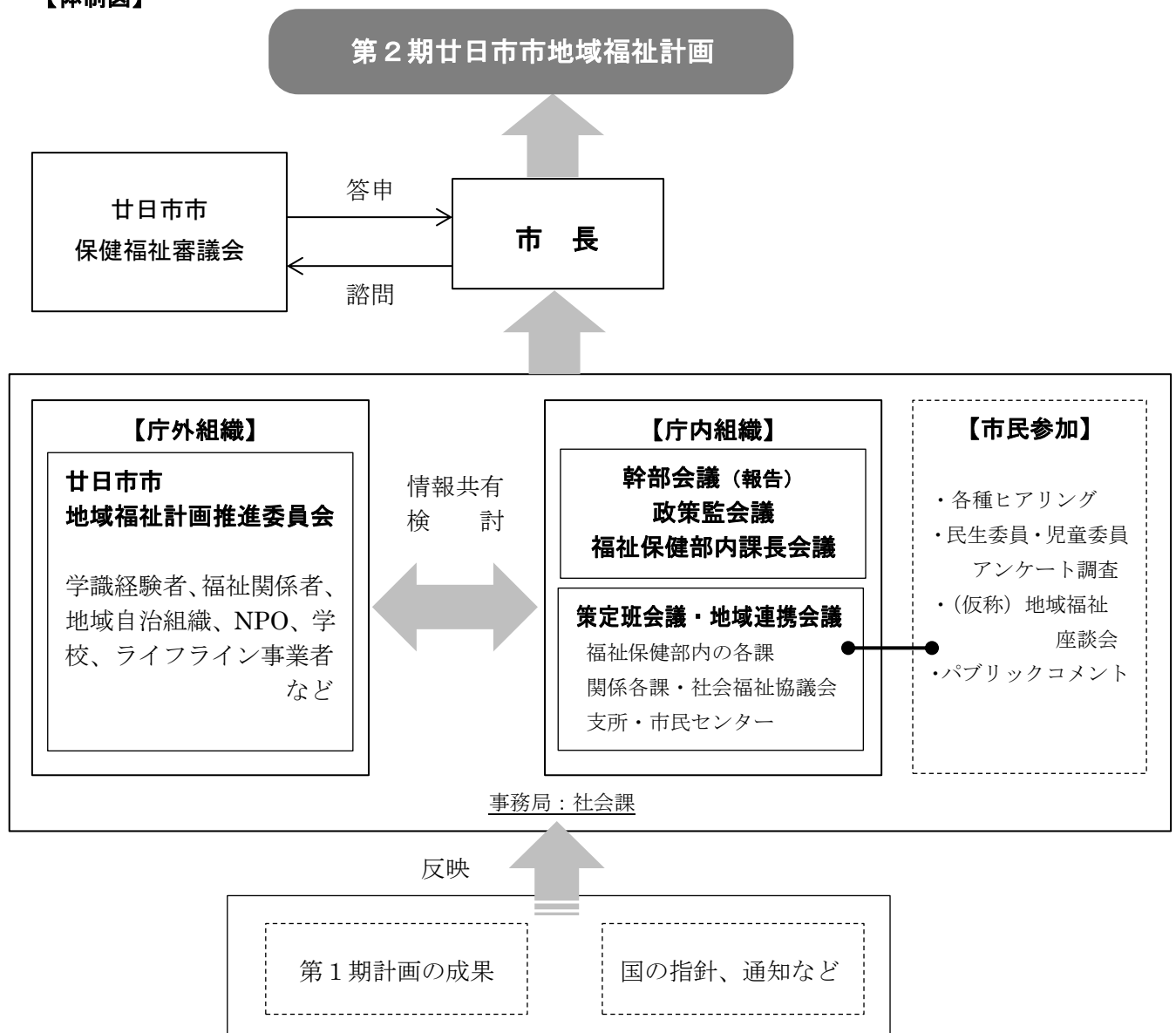
5 策定の方法（体制）

策定の方法及び体制は、次のとおりとする。

今後予想される社会課題に対応できるよう、幅広い視点から策定を進めるため、多様な主体で構成される「廿日市市地域福祉計画推進委員会」と既存の庁内会議において、双方が情報共有しながら検討を進める。

また、NPO法人、民間事業者、福祉ボランティアグループへのヒアリング、民生委員・児童委員アンケート、座談会の開催など地域との対話の機会を設けるとともに、パブリックコメントの実施も予定しており、市民の意見を広く反映できるよう努めることとしている。

【体制図】



6 スケジュール

地域福祉計画推進委員会については年4回を予定、その後廿日市市保健福祉審議会へ諮問、答申を受け、平成28年3月末までには完成させる予定である。

また、廿日市市議会への報告については、平成27年第4回定例会（12月）及び平成28年第1回定例会（3月）における議員全員協議会を予定している。